

協議事項に対する意見書のまとめ

【お尋ね3】ボランティアポイント制度以外での人材確保について

資料1 - 3

要旨

- ・既存の活動者、登録者へ聞き取りを行い活動に対しての課題を掘りおこす、登録者への更なる活動の推進と啓発をする方法
- ・ボランティア活動に参加したことのない方たちへの魅力のある新たな情報発信、啓発方法の検討
- ・市内の各団体が情報を共有し協力し合うことで人材確保に取り組む方法

〇意見1. 広報活動・きっかけづくり

- ・ まずは、知らない人を減らしていくために、積極的な情報発信・情報提供の取組みが必要である。今までと同じ方法では拡がり期待できないので SNS 等の新たな媒体の活用が必要。
- ・ 広報活動（特に地域内での）根気よく
最近、広報誌・コミュニティ誌、社協かわにし等とても読みやすく美しく楽しめることに感心している。地域でもボランティア情報などを見、よくできているのに頭に残らず忘れてしまう...そんな方が多く見られる。ボランティア情報誌は各戸配布、若い新入居の方には特にチラシを手渡すことがまず第一歩、地道な活動である。
- ・ ボランティアに関心のある方はともかく一般の高齢者の方にはボランティア参加は敷居が高いものと思う。ボランティアはどんなことをするのか？自分の行動、活動が人の迷惑にならないか？何かあった時に保険、保証はあるのか？これらの不安を解消するきっかけづくりを提供するのが課題だと思う。
一般の方が、一緒に楽しめるイベントや活動の開催を行ってはどうか？日にちを決め、まずは1日からでもスタートしてもらおう。ボランティア未経験者の多くは、「ボランティア活動に参加する魅力がない」と言われるという。その広報誌やタウン誌などその魅力について広く市民に知らせるような配慮が必要だと思う。人間の究極の幸せは人に愛されること、人に褒められること、人の役に立つこと、人から必要とされること。

2. 人とのつながり

- ・ 若い世代（大学生、高校生等）との交流、ともに理解し合う機会を作る。（例 老人クラブ連合会・宝塚造形大学写真学科の教授の TEL から始まった交流は「老人クラブの横顔」ということで（クラブ員のいろいろな姿）写真の被写体となり学生たちの写真作品展示会の招待があり共に大いに語り合ったようである。3～4年続いたでしようか、学部はなくなりましたがクラブ員のいきいきした姿は、よかったようだ。地元の医療大学、青山大学等どこかでつながりが生まれ若い力が育つのではないかという思いもある。
- ・ 各団体の目覚めを！！（川西の老人クラブ今年78グループから74グループに減、会員も7～80名減その対策として老人クラブ連合会として今までの会のあり方から市政方針を基に遅がけながら会員一人一人が活動を通しての仲間づくりをし、元気で生きがいを持って自活するばかりでなく、要望だけではなく、無理のない範囲で社会に還元することに取り組んでもよいのではないかと課題を見つけて始めている。その為には、スマホ、パソコン、メール、HPの立ち上げなど...。意欲満々、中央委員から各地区クラブへの行事分担などおろして身近な地域でのつながりを作る努力が見えている。
- ・ すべてに言えることは、人と人のつながり、地域のつながりから生まれる。

- ・ 他分野ですでに活動している人や、次代を担う若者に対する体験やきっかけづくりの働きかけを行えば、それが契機となりボランティア活動や地域福祉活動の参画につながると考えられる。(まちづくり関連部局との連携による人材確保、教育部局との連携による福祉教育の推進など)

3. 担い手養成研修の活用等

- ・ 漠然とボランティアを募るのではなく、目的・対象者・支援内容を明確化したうえで、『緩和した基準による担い手養成研修』の修了者のフォローアップ等により人材を確保する。(移動支援、ごみ出し支援の担い手等)
- ・ 「担い手養成研修」を広く浸透させるために介護保険等の訪問・通所事業所との定期的な連絡会開催により広報・周知方法を検討する。
- ・ 万が一の事故補償や人材の育成(定期的・計画的な研修実施)等を考慮し、ポイント制等のボランティアだけでなく総合事業におけるサービスの担い手を養成したり、移動支援時の車両確保で介護保険事業を展開する社会福祉法人と連携したり等、官民一体の取組みの検討。

4. 教育機関等への働きかけ

- ・ ケアマネージャーもそうであるがそれ以外の介護全般について小・中学校等に福祉や介護について知ってもらう機会を設けることで次の担い手を増やしていく取組みが必要である。
- ・ ボランティア学習の充実
児童・生徒の福祉体験等によりボランティア活動への理解や参加を促し、活動の普及啓発に努め学校と地域が連携して活動を行う機会をつくるなど学習の場の充実を図る。
- ・ 講座、体験学習の充実
市民が気軽にボランティア活動に取り組むことができるよう活動への参加のきっかけとなる講座等を充実するとともにそれを促進するためのコーディネーター等を配置する。

5. 活動団体に対する支援

- ・ 個人だけではなく、ポイント制度とは別に活動団体、活動グループに対する財政支援が必要。例えば、事務局機能を担う人件費、グループ活動に伴う経費(会場使用料、感染症予防対策費用、その他活動に必要な備品整備費)
- ・ 人材確保とともに、活動に欠かせない施設整備や運営のための財源確保・情報管理についても方向性を盛り込むべきだと考える。
地域福祉においては、「人材確保・育成」は古くて新しいいつの時代においても最大の課題である。一朝一夕に解決できる課題ではないので地道な取組みが求められる。

6. 既存のもの活用

- ・ 健幸マイレージ
- ・ 健幸マイレージと連携させて運用させるということでも良い。ただし持続可能な仕組みであることが大前提と考える。
- ・ 介護予防の取り組み
- ・ 現在健康な状態で維持されている高齢者は、そのままの状態をできるだけ長く維持していただき、支援が必要な方にならないようにすることを目標に、個々の自助力を高められるような働きかけを重点的に行うようにすることが求められる。その方法の一つに、ボランティアポイント制度を位置付ける。
- ・ 既存のボランティアグループへのかかわり

- ・ 現在登録している個人ボランティアへのアンケートを実施する。地域貢献したいと登録されているが活動していない人材に対し参加の機会を提案する。(例)どのような活動なら参加したいと思うのか等。活動案の提案がしやすい仕組みも必要。
- ・ 既存の趣味などの活動グループへのかかわり
- ・ 趣味・サークル活動のグループに、「グループ活動」としてボランティア活動への参加を促進する。同様の活動グループ等とマッチングし活動の継続を促していく。
- ・ ケアマネージャーについては業務が多く、責任も重いので務まらないとなり手が減少している。ICT や事務処理の簡素化に向けた取り組み説明等指定権限のある保健者中心に行っていく必要がある。
- ・ 現状は常に住民にとって必要と思える地域活動(コミュニティ活動や福祉活動)をすること。自分にとって魅力のある活動、生きがいづくりや仲間づくりの場と思われるようにする工夫や呼びかけによる人材の確保。
- ・ 現に活動しているボランティアからの声かけ、他団体で活動している委員等への声掛けによる人材の確認
- ・ 認知症サポーター キャラバンメイトの市内合同(情報交換会、意見交換会)やスキルアップ講座等により強化、また若返り等

7. 有償ボランティア

- ・ 地域による有償福祉サービス活動の充実と有償ボランティアの確保
- ・ 受益者負担金による有償ボランティア制度のマニュアル化
- ・ 対象活動の明確化
- ・ サービスごとの受益者負担金の単価
- ・ 有償ボランティアへの手当の額
- ・ コーディネーターへの手当を含む事務経費の財源確保

8. 第2層生活支援コーディネーターの増員

- ・ 第7期介護保険事業計画 P.62 で「国のガイドラインにおいて第2層の協議体は 地域のニーズと資源の見える化・問題提起 地縁組織等の多様な主体への協力依頼等の働きかけ 関係者のネットワーク化 目指す地域の姿・方針の共有・意識の統一 生活支援の担い手の養成やサービスの開発 地域ニーズと市民サービスを把握し地域課題の解決に向け協議する機能を持っています。」とし、「施策の方向」では「介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けて支え合いの地域づくりを推進するため、生活支援コーディネーターが中心となって国のガイドラインに沿った第1層・2層の協議体活動を行い最後まで地域で暮らし続けるための支え合いの仕組みづくりを生み出していきます。」と記載されている。国のガイドラインに沿った活動を行うならば、生活支援コーディネーターの配置についても国の基準通り配置し地域福祉活動の維持、充実、拡充に取り組むべきと考える。

9. 社会福祉協議会での人材確保の取組み

<ボランティア活動センター>

- ・ 11種類のメニューを揃えた出前講座
- ・ 小、中、高校でのボランティア体験、キャップハンディ体験の調整、実施(毎年多くの児童、生徒が体験)
- ・ 各種ボランティア講座や研修会、相談会の実施による継続した人材確保・育成

<地域福祉推進・コミュニティワーカー>

- ・ 福祉委員制度の推進（様々な地域組織や団体、個人に福祉委員となっていただくことが地域福祉活動への参画や活動のきっかけとなり、地域福祉活動の理解者を増やし、福祉人材の確保につなげている。）

< 成年後見支援センター かけはし >

- ・ 市民後見人養成講座を開催し、地域で権利擁護に関する人材を育てている。

以下のように、地域福祉の推進を使命とする社協では、福祉人材の養成、確保に地道に取り組んできた。活動者の人材確保には、その活動そのものを支援する支援者（コミュニティワーカー、生活支援コーディネーター）の人材確保も重要だと考える。